

## 〈建設キャリアアップシステム登録推進・窓口開設情報 ⑫〉

2018年10月15日

本部建設キャリアアップシステム担当発

### 1) 専門工事企業の見える化検討会が企業評価で中間報告案を示す 4/5

国土交通省は、9月20日に開いた「専門工事企業の施工能力の見える化等に関する検討会」に、建設キャリアアップシステムに登録される技能者の就業履歴・保有資格をベースとして専門工事企業の施工能力、を見える化し、企業評価制度とする中間報告案を示しました。

共通項目、選択項目のいずれも項目ごとに4～5段階の星印で評価し総合評価はしない。各業種の特性を生かすため専門工事業団体ごとに制度を運営し、国交省は2018年度末までに制度運用ガイドラインを策定し、その後、ガイドラインに適合した団体を認定するとしています。(つづく)

### 2) 専門工事企業の見える化検討会が企業評価で中間報告案を示す 5/5

工事企業は各団体に企業情報を提出し手数料を支払い、団体非加入の企業も評価を受けることができるようにします。詳細をつめるワーキンググループを設置し、専門工事業団体6団体の他、建設業振興基金や全建総連なども参加します。

システムと評価制度の具体化と同時に、国や業界にたいして賃金引上げや健康保険完備などで労働者の処遇改善をはかり、中小零細事業者の経営支援を求める運動がさらに重要となり、労働組合自身が小事業者支援対策をいっそう強化することが求められます。(おわり)

### 3) 技能者確保・育成は緊急課題、労働組合の役割 5/5

ゼネコンやハウスメーカーは直面する技能者不足の対策に本格的に乗り出しています。

技能者の時間外労働・休日を把握し人材を確保、賃金に結びつけようとする大手資本にたいし、建設労働組合が労働協約の実現を展望し、システムの活用によって組合員の職種や資格などの本人情報を把握、交渉相手と客観的な共通の技能・現場情報にもとづき、賃金と労働条件改善の具体的な要求による交渉を重ねていきます。その際、組合が仲間の技能者としての情報や現場実態を把握しないままでは、要求実現は不可能です。システムへの登録と活用により、仲間の技能評価の向上要求にこたえた資格取得・職業訓練教育(技術センター活用)の実施、システムに蓄積された現場情報にもとづく労働条件改善要求づくり、職種別技能別の賃金形成へと発展させる必要があります。大手建設資本の団体と労働組合がともにつくる技能評価と賃金額を対応させることは、賃金運動の最大課題のひとつとなります。

組合加入＝健保雇用加入＝入職教育・雇入れ健診＝システム登録と更新・変更事務をおこなう組合となり、システムを活用して小企業零細事業者への就業規則づくりなどの経営支援(社労士・行政書士ネット・経営センター活用)をすすめ、施工者(顧客)へは技能・施工力を示して住宅センターやリカコなどの信用力を高める活動を推進します。システムをもとにした技能評価制度を地域建設産業(町場)振興政策や公契約条例に反映させる自治体要求行動や、職業病・労災の裏付けとしてシステムを活用するなど、新たな建設労働運動の構築が期待されます。とくに若年者・後継者世代にとっては、技能向上が賃金・処遇向上につながる事が明確になっていくことから、あとつぎ・技能者不足のなか、若い技能者を確保しシステムに登録、資格取得などの職業訓練教育をすることが今日ほど重要となっている時代はありません。(おわり)

以上